

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜)の翌日
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
 - 米飯提供業者の業者登録
 - 保安林の予定森林(二件)
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 土地改良区の解散
 - 開発行為に関する工事の完了(三件)
 - 出納長の権限に属する事務の委任

告 示

鳥取県告示第六百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十年二月一日現在の地番による。)
大字鴨部字戸構	大字鴨部字戸構の全域、大字落合字ヒチリ塚三七〇の四及び三七一並びに三七〇の一、三七〇の三、三七〇の四及び三七一と一体をなす国有地の一部
大字落合字ヒチリ塚	大字落合字ヒチリ塚のうち三七〇の四及び三七一並びに三七〇の一、三七〇の三、三七〇の四及び三七一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百五十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥振第四二六号	五〇、四、二八	原田益恵	新殿旅館	鳥取市永楽温泉町五〇三	同上
" 四二七 "	五〇、六、一〇	鳥取県市町村職員共済組合 理事長 中村卓朗	鳥取県市町村職員共済組 合とつとり共済会館	鳥取市永楽温泉町五五六	"
米振第二八号 (新規)	五〇、五、三〇	大山観光開発株式会社 取締役 永峯千之	大 観 荘	鳥取市元町二二三番地	西伯郡大山町字坂下三七一五
" 二二九 "	五〇、六、一四	泉 輝久	喫茶タワー	境港市朝日町七九	境港市岬町一番地
" 二二〇 "	五〇、七、二一	清水幸吉	ランチハウスしみず	米子市綿町二丁目一七一	同上
" 二二一 "	"	川上明美	和風喫茶麦	" 陽田町一二九	米子市万能町一二二の二
" 二二二 "	"	鳥取県職労 永見 宝 夫	鳥取県職労西部支部事業部	" 梶町二丁目一六〇	同上
" 二二三 "	"	富田兼義	食堂 一富士	" 西福原大沢八一 陸上自衛隊内	"
" 二二四 "	"	原田君夫	おみき茶屋	" 勝田町三〇六	"

鳥取県告示第六百六十号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字瀧ノ奥八の二、九の二、一一の二、字瀧ノ尻
二一、字空田一〇五の一、一〇六、一〇七、字熊谷二三一の一、二三一
の二、字山ノ神三二三、字木ノ村奥三五〇の二

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐とする。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字空田一〇五の一、一〇六、一〇七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十二号

昭和五十年六月十九日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（福井地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良区の名 称 事務所の所在地

四ヶ堰土地改良区 西伯郡西伯町大字福成

下大口堰 ” 倉吉市上井

池田 ” 東伯郡大栄町妻波

服部 ” 倉吉市服部四四四番地

大立 ” ” 大立七四三番地

鳥取県告示第六百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年四月二十七日 鳥取県指令受都計第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵堤谷及び字下ゴツソリ（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二五九

日本土地株式会社

代表取締役 岸本友末

鳥取県告示第六百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年一月二十四日 鳥取県指令受都計第八百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤字古地東通及び両三柳字大拾間後藤境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県能義郡伯太町大字母里四二七 安部忠利

鳥取県告示第六百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年八月二十七日 鳥取県指令受都計第千四百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字大波濤及び字大波濤地先

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市可部町大字中野字森原一〇〇番地

山陽コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 滝口重義

鳥取県告示第六百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項の規定により出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任する事務

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納事務

二 委任を受ける出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

出納員 蔦井洋史

三 委任する期間

昭和五十年八月一日から昭和五十年九月十六日まで